

薬局における電子処方箋の活用・普及の促進事業交付要綱

制定 令和6年5月13日付6保医健薬第328号
一部改正 令和6年8月9日付6保医健薬第1893号
一部改正 令和7年4月9日付7保医健薬第129号

第1 目的

この要綱は、都内薬局に対し、薬局における電子処方箋の活用・普及の促進事業実施要綱(令和6年5月13日付6保医健薬第328号。以下「実施要綱」という。)に基づき電子処方箋を導入するための費用について、東京都が予算の範囲内で補助金を交付することにより、都内薬局における電子処方箋の活用・普及を促進すること、並びに東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところにより、事業の適切な施行を図ることを目的とする。

第2 補助対象者

実施要綱第3に掲げる者であって、令和4年6月30日付薬生総発0630第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知「医療提供体制設備整備交付金実施要領(電子処方箋管理サービス)」(以下「要領」という。)の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施し、社会保険診療報酬支払基金(以下「基金」という。)から要領の「第9 交付等の決定及び通知」の通知を受けた施設の開設者(以下「対象薬局」という。)とする。

第3 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

ただし、令和7年度については、令和7年9月30日までに導入完了した電子処方箋に関する導入費用の一部を補助する。

- (1) 電子処方箋管理サービスを初期導入((3)に掲げるものを除く。)するために行うレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する保険薬局職員への実施指導等の費用(以下「初期導入」という。)
- (2) 電子処方箋管理サービスの初期導入とは別に「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた「リフィル処方箋」「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」「マイナンバーカード署名」「処方箋ID検索」「調剤結果ID検索」に関する機能(以下「新機能」という。)の導入費用
- (3) 電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能を同時に導入するための導入費用

第4 補助金の交付

この補助金の交付額は、次の表の第1欄に定める対象経費に第2欄に定める補助率を乗じた額と第3欄に定める補助上限額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

なお、金額はいずれも税込みとする。

1 対象経費	2 補助率	3 補助上限額
第3(1)の事業実施に必要な経費	1/4	97千円
第3(2)の事業実施に必要な経費	1/4	64千円
第3(3)の事業実施に必要な経費	1/4	138千円

第5 補助金の交付申請及び実績報告

補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）に、補助対象事業ごとに次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める期日までに交付申請及び実績報告（以下「交付申請等」という。）を行うものとする。

- （1）領収書の写し
- （2）領収書内訳書の写し
- （3）基金が交付する交付決定通知の写し
- （4）その他知事が必要と認めるもの

2 対象薬局が前項の申請を行う場合は、第3の各号に規定する事業の完了後に行うものとする。

3 複数の対象薬局から構成される組織は、同組織に属する複数の対象薬局の第1項に係る交付申請等を、一括して行うことができるものとする。

第6 交付決定及び補助金の額の確定

知事は、第5の規定による交付申請等があった場合は、その内容を審査し、当該申請等の内容を適正と認めたときは、補助金の交付決定及び交付すべき額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

第7 申請の撤回

申請者は、第6の規定による補助金の交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、交付決定の日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

第8 交付の条件

この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

1 都の定める取組の実施

実施要綱第3条に掲げる電子処方箋に関する以下の取組を行うこと。

- （1）医療情報ネットへの、電磁的記録をもって作成された処方箋の受付ができることの登録
- （2）電子処方箋を受け付けていることについて、薬局内の掲示、ホームページへの掲載等
- （3）都が実施する電子処方箋の活用状況に関する調査への協力

2 承認事項

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（1）及び（2）に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

- （1）補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （2）補助事業の内容を変更しようとするとき。
- （3）補助事業を中止し又は廃止しようとするとき。

3 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 状況報告

補助事業者は、事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

5 帳簿及び関係書類の整理保管

補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は10の（2）における処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

6 決定の取消

（1）知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助事業者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至った場合

エ その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

（2）知事は、本要綱に定める補助金の交付を受けた後に、事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助事業者に対し、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（3）（1）及び（2）の規定は、第6の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

7 補助金の返還

（1）知事は、6の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

（2）知事は、第6の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

8 違約加算金及び延滞金

（1）知事が6の（1）の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

（2）知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延

滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

9 維持管理

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

10 財産処分の制限

- （１）補助事業者が補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機械及び器具、その他の財産については、次号に定める期間を経過するまで知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- （２）前号による財産の処分の制限期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により定められた期間とする。
- （３）（１）の規定により知事の承認を受けて、当該財産を譲渡し、交換し、又は貸し付けた場合において収入があったときは、知事の指定する額を都に納付しなければならない。

11 その他

令和 6 年度に、交付要綱第 3 補助対象事業に掲げる事業について、交付決定を受けていないこと

第 9 補助金の支払

知事は、補助金の額の確定後、補助金を速やかに交付するものとする。

なお、申請等に係る内容の不備による振込不能等があり、都が補正を求めたにもかかわらず、その内容等の補正が行われず、支払ができなかったときは、当該申請等が取り下げられたものとみなす。

第 10 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、別記第 2 号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都に返納しなければならない。

第 11 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、保健医療局長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。